
第52号 2012年1月25日

税制懇ニュース

発行所

全国税制懇話会

〒169 東京都新宿区百人町 1-16-18
-0073 センチュリービル 2F

東京税財政研究センター内

☎03(3360)3871 FAX03(3360)3870

全国税制懇話会 2012年 春季研究集会

4月15日(日)～16日(月)

春爛漫の古都・奈良で開催

メイン講師は辻正夫氏(元全国税本部書記長)

2012年全国税制懇話会の春季研究集会及び第24回総会は、「かんぱの宿 奈良」で開催します。日程は4月15日(日)～16日(日)です。メイン講師は、いま、全国で大活躍中の元全国税労働組合書記長の辻正夫氏(高知工科大学大学院起業家コース客員教授・税理士)。「中小企業の再生・再建」を中心テーマに講演します。ご期待ください。

吉野の千本桜

宿の隣りは平城宮跡 吉野千本桜も見ごろ? 宿は温泉で「露天」あり

今回は春爛漫の下、古都・奈良での開催となります。なんと、宿の隣りは平城宮跡で、近所には唐招提寺、薬師寺と世界遺産が目白押しです。また、少し足を伸ばせば、明日香の高松塚古墳、吉野の千本桜はおそらく見ごろでしょう。また、宿は温泉で、露天風呂もあるとのこと。

学ぶもよし、お湯もよし、観光もおよし。参加費も例年より低廉です。お誘い合わせの上、ぜひ多数のご参加をお待ちしています。

〔開催概要〕

- 1 日時・概要 4月15日(日)～16日(月)
第1日目 13:00～17:00 研究集会
(メイン講演、税務現場からの報告)
18:00～20:00 懇親会
第2日目 9:00～11:00 研究集会
(実践報告など)
11:00～12:00 第24回総会
- 2 開催地 近畿ブロック
場所 「かんぱの宿 奈良」



奈良市二条町3-9-1

電話 0742-33-2351

- 3 参加費 17,000円
内訳 宿泊費 14,000円
資料・講師代等 3,000円
- 4 参加目標 100人

(2面へ続く)

新入会員紹介

よろしく 新しい仲間です

No.51号(2011年9月)以降の加入者

戸田 伸夫さん(近畿) 9月22日入会

乾川日出夫さん(東京) 10月3日入会

青木 健男さん(東京) 11月11日入会

「奈良」研究集会 案内図

(大和西大寺駅南口より徒歩 15 分。なお同駅南口から宿のマイクロバスあり。12 時発の第 1 便から何回かピストン運行します。)



【近鉄「大和西大寺駅」までのアクセス】

大阪から

- ・近鉄奈良線「難波駅」⇒「大和西大寺駅」下車（快急で約 30 分、急行約 40 分）

京都から

- ・近鉄京都線「京都駅」⇒「大和西大寺駅」下車（特急で約 30 分、急行約 45 分）
※特急は有料（500 円）となります。



薬師寺

(1 面からの続き)

5 メイン講師・テーマについて

メインの講師は大阪の辻正夫税理士（元全国税本部書記長）。「中小企業の再生・再建」を中心テーマに講演します。

6 実践報告について

協議中→第二次納税義務、更正の請求、通則法「改正」に伴う税務調査への対応問題等が検討されています。「ディスカッション」方式も議論されています。

〈第 24 回総会について〉

二日目の研究集会終了後、11 時から第 24 回総会が行なわれます。今回の総会において、役員の変更及び各ブロックの理事の補強も予定されています。

講師・辻正夫氏のプロフィール

- 昭和 24 年生まれ。大阪国税局管内において、法人税調査に従事する傍ら、全国税労働組合の本部書記長も歴任。
- その後中途退職をし、平成 12 年 5 月税理士登録、平成 14 年 3 月高知工科大学大学院起業家コース修士課程を卒業。
- 平成 18 年 4 月のみり税理士法人設立、代表・所長に就任。
- 平成 19 年 4 月高知工科大学大学院起業家コース客員教授に就任。

2012年 税制懇第11回海外税制視察の旅

カナダ 10日間

～バンクーバー、ビクトリア、カナディアンロッキー～

期日 2012年6月10日(日)～19日(火)10日間

費用 1人あたり399,000円(添乗員1名 日本から同行)

※空港税、燃油特別付加料、保安航空保険料は含みません。

定員 30名(最少催行人数25名)

税制懇が隔年で開催している「海外税制視察の旅」は、可能な限りの低廉さと、視察・研修面の充実と観光面も重視するという、毎回「欲張り」な内容が好評で、回を重ねること今年で11回目を迎えます。

今回の旅はカナダ。バンクーバー、ビクトリア、カナディアンロッキーと超人気のコースです。6月11日にはビクトリアで税務局などの税制視察、6月13日にはバンクーバーで日系企業等を訪ね、現地の税制事情を視察します。そのあとは、雄大なカナディアンロッキーの周遊です。自由行動、オプションツアーも予定されています。

〔申込み方法〕

同封の案内書(旅行計画)をご覧ください、参加ご希望の方はお申し込みください。

申込み締切り 3月1日

申込みは、申込書(案内書の裏面の下にあります)にご記入の上、下記宛て郵送かファックスでお願いします。

※ファックス 03-3508-0140

※郵送 〒247-0072

東京都港区虎ノ門1-12-1 第一法規ビル

かすみ総合会計・福田悦雄宛て

TEL 03-3508-0104

注目裁判についての検討

預金に振込まれた 差押禁止財産(債権)の差押は適法か?

～鳥取地裁「児童手当の差押事件」～

租税の滞納処分で、預金口座に入金された年金や児童手当などの差押禁止債権(財産)が、「預金化されたことにより、差押禁止財産ではなくなった」という論法で、各地において差押・取立てがすすめられ大きな問題になっています。そこで、鳥取県で起きた訴訟事例を紹介しながら、問題の本質を検討したいと思います(東京・角谷会員)。

預金口座に振り込まれた児童手当(差押禁止財産)の差押の可否をめぐる、鳥取地裁で争われている「鳥取事案」は、今春から夏に向けて最終弁論、判決が予定されており、裁判の行方が注目されます。

1 鳥取事案の経緯など

近年、様々な給付金等の預金口座への振込みが一般化していますが、鳥取事案も預金口座に振り込まれた児童手当(差押禁止財産)が、県の滞納処分によって差押を受け、取立てられたものです。

(4面へ続く)

11年 秋季研究集会是 77名の参加でした

昨年10月16日～17日、箱根湯本温泉「箱根路開雲」において開催した税制懇11年秋季研究集会是、77名の参加でした。

大震災という状況下で「東北ブロック」からの参加がなく、また、北陸ブロックからの参加もなく、ちょっとさみしい研究集会になりましたが、メイン講演、税務の現場からの報告及び諸報告は内容の濃い、全体として充実した研究集会となりました。

〔秋季研究集会的概要〕

- 1 メイン講演 「社会保障と税の一体改革の成案の概要と特徴」
講師：熊澤通夫氏（財政評論家）
- 2 「税務の現場からの報告」
全国税本部書記長 田山文武氏

- 3 「ベトナム税制視察報告」
浅井優子会員（東京）
- 4 職場からの報告等
「国税通則法改正問題」
岡田俊明会員（東京）
「取得費をめぐる訴訟」（最高裁事案）
柏谷幸夫会員（東京）
「税務調査の特徴とその対応」
本川國雄会員（東京）

〔活動計画等を承認〕

秋季研究集会後開かれた全国理事会において、経過報告等とあわせ、こんごの活動計画が承認されました。



熊澤通夫先生

（3面からの続き）

この差押について、県は「預金口座への振込みによって、差押禁止財産が一般財産に転化したのだから差押は違法ではない」と強弁し続けています。

しかし、実際の滞納処分の経緯は、県側は差押が禁止されていることを熟知しながら、児童手当が預金口座へ振り込まれるのを待ち構えて差し押えたものです。差し押えた金額は、預金に振り込まれた児童手当13万円とそれまでの預金残73円、合わせて13万73円の普通預金の「払戻し請求権」で、誰が見ても差押債権の中身は「児童手当そのもの」といえるものです。

原告の生活の実情は、生業（不動産業）では生活を維持できないので、パートの夜間警備員の仕事で月5万円程の収入を得ながら、病弱の妻と認知症の父親、子供5人の計8人家族を辛うじて支えてきたといえます。

2 差押禁止財産とは

滞納者に属する財産のうち、金銭化が可能なすべての財産が差押の対象になる、これが原則とされています。

しかし、そのうち特定の財産については、差押を禁止する規定を設けています。例えば、①国税徴収法75条には、一般的な差押禁止財産が列挙され、②同法76-77条には、給与・年金等の差押を制限する規定が定められています。また、③国税徴収法以外にも、児童手当法など特別法に基づく数多くの差押禁止財産の規定があります。

このように差押を禁止し又は制限する制度は、滞納者の最低生活の維持、生業の維持、精神生活の安寧の保障、社会保障制度の維持など種々の理由から、憲法25条（最低限の生活保障）等を根拠にして設けられているものです。

3 特別法による差押禁止財産

なかでも、前期③の特別法による差押禁止財産は、それぞれの立法趣旨等に照らし、差押は妥当でないとして差押を禁止するものです。

例えば、鳥取事案についていえば、児童手当法1条の「児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに……児童の健全な育成及び資質の向上に資する」という目的を達するため、同法15条において「児童手当の

(4面から続く)

支給を受ける権利は…差し押えることができない」と、受給権を保護しています。

鳥取事案が、平成21(2009)年4月の衆院財務金融委員会で日本共産党の佐々木憲昭議員によって取り上げられた際、与謝野国務大臣(当時)も、「児童手当の差押を禁止したことは、実際支給されたものが法律(児童手当法)の趣旨に沿って使用できなくなるような状況にすることも禁止されている、と解釈するのが正しい」と答え、法の趣旨に反するような差押処分に批判的見解を示しました。

4 県側が依拠している最高裁判例とは？

鳥取事案で、県は「差押禁止財産である児童手当が、振り込みによって預金債権に転化された場合、当初の『差押禁止』という財産の属性は承継されない」とする平成10年の最高裁判決(平10.2.10最判(三小):金融法務事情No.1535 p.64、以下「当該判例」といいます)を拠りどころにしています。

すなわち、「児童手当は、振り込みによって一般財産に変質し、差押禁止財産ではなくなったのだから差押は違法ではない」という理屈です。

しかし、当該判例の対象となった預金口座は、多数回にわたる入出金に利用されており、預金口座において差押禁止財産と元々の預金残高との識別・特定が困難という状況でした。

このことについて、「金融法務事情」誌のコメントでは「事情のいかんによっては、金融機関による相殺(=差押)が、相殺権の濫用等で許されないケースもあり得るが、本件の経緯や本件預金口座の利用状況等からしても、本件相殺が許されないものとまでいえない(要旨)」と述べ、事情によっては「差押の違法性」が成立する場合もあり得る、としています。

5 鳥取事案を振り返ると

そこで鳥取事案を振り返ると、1で述べたとおり、差し押えた預金残高の中において、振り込まれた児童手当(差押禁止財産)と元々の預金の残高とが明瞭に識別・特定できる状態でした。一方、当該判例は「(預金口座内における)差押禁止財産と元々の預金残高との識別・特定が困難」という状況で、事実関係をまったく異にしているので、こうした重大な事実関係の違いを度外視して、

2012.1.25

52号(5)

当該判例の都合の良い部分のみを借用する県側の法解釈は当を得ません。

「金融法務事情」誌が、「相殺(=差押)が、相殺権の濫用或いは信義則違反として許されないとされるケースもあり得る」と述べていることを鳥取事案に当てはめると、①禁止財産の識別・特定の明瞭化、②「児童手当」の保護という特別法の趣旨、③原告の生活・家族の実態及び財産状況等々、これらを考慮に入れるならば、差押は職権濫用等に基づく違法な処分であるとの主張が成立しうるとのことなのです。

6 差押の違法性を認めた裁判例

本件事案に比較的近い事実関係の下で、「禁止財産の差押は違法」とした地裁段階での裁判例(平15.5.28東京地判:金融法務事情No.1687 p.44)があります。

年金(差押制限財産)の振り込みに利用されている預金口座へ、裁判所の強制執行がかけられ、取り立てられたことが争われた事件です。判決は「振込まれた差押禁止債権そのものが、その預金口座の中で明確に識別・特定できて」、かつ、「その差押禁止債権のほかに、生計をたてるべき財産がない場合」は、その差押禁止債権に対する強制執行は許されない、という内容です。

7 結論

以上、判例等も含めていえることは①預金口座に入金された差押禁止財産は、その預金口座の中において明確に識別・特定ができるものであり、②その預金者が、差押禁止債権のほかに、生計を維持できる財産を有しておらず、③万一、差押禁止財産が差押・取立てが行われれば「(児童手当等の)差押禁止の趣旨がまっとうされなくなる」—などの要件が整えば、差押の違法性を十分主張できるでしょう。

鳥取事案での原告には、以上の要件が充足されていると思われます。逆に、児童手当等の差押禁止を熟知しながら、振り込みを待ち構えて差し押えるという県のやり方は、まっとうな行政手法とは言えず、明白な職権の濫用です。また、差押等から「保護されるべき」児童手当という法の趣旨をかえりみない「違法な差押」として断罪されるべきでしょう。